

名称	内 容	対象者	問合せ先
緊急援護資金	生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として貸付を行う資金のことであります。	次のすべてに該当する方 (1) 大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している方(住民票で3か月以上の居住が確認できること) (2) 生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受け、現に当該給付又は貸付を受けていない方 (3) 生活保護法に基づく被保護者となっていない方(ただし、生活福祉資金の教育支援資金就学支度費(短大・大学)を申請中の方は除きます。) (4) 償還の見込みのある方	各区役所 (保健福祉センター 民生委員・児童委員 業務担当) (41～50ページ参照)
高齢者入浴利用料の割引	大阪市内の高齢者入浴割引事業を実施している公衆浴場で、大阪市から送付する「入浴割引券」を浴場に渡すことで、月2回お好きな日に割引後の料金で入浴できます。	大阪市内に住所を有する70歳以上の方 利用方法:①割引後の入浴料金(現金)②チケット③証明書(敬老優待乗車証・保険証等の住所及び年齢がわかるもの)【コピー可】	福祉局高齢者施策部 高齢福祉課 電話:6208-8054 FAX:6202-6964
敬老優待乗車証	オオサカメトロが運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス(いまざとライナー含む)を1乗車50円でご利用いただける敬老優待乗車証を交付します。	大阪市内に住所を有する70歳以上の方	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)

Ⅲ 認知症の人への支援

1 認知症の人とご家族を支援する事業

名称	内 容	対象者	申込み・問合せ先等
認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期発見・早期対応のため、医師と医療・介護・福祉の専門職からなる認知症初期集中支援チームを、各区1か所の認知症強化型地域包括支援センターに設置しています。このチームは認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、必要な医療や介護等のサービスの導入・調整や家族支援等の初期の支援を集中的に行い、地域で暮らし続けられるように支援します。「認知症かな?」と感じた時やどのように対応しているのか困った時など、悩まずにご相談ください。	・40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、①又は②に該当する方 ①医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方 ②医療サービスや介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方 ・若年性認知症と診断された方、または疑われている方	お住まいの区の認知症初期集中支援チーム及び若年性認知症相談窓口 (55ページ参照)

名称	内 容	対象者	申込み・ 問合せ先等
認知症疾患医療センター	<p>保健医療・介護機関等と連携し、地域の認知症医療提供体制の構築を図るため、6箇所の医療機関を認知症疾患医療センターとして指定しています。</p> <p>認知症の鑑別診断や診断後支援、身体合併症・認知症の行動・心理症状の急性期治療のほか、認知症に関する専門医療相談を行っています。お気軽にご相談ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人又は認知症の疑いのある人 ・認知症の人を介護している家族等 	<p>(地域型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立弘済院附属病院 ・ほくとクリニック病院 ・大阪公立大学医学部附属病院 <p>(連携型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本診療所 ・大阪府済生会野江病院 ・葛本医院 <p>(詳しくは8ページをご覧ください。)</p>
認知症高齢者等 見守りネットワーク 事業	<p>認知症の人が行方不明になったときに、各区に設置された見守り相談室が、地域の協力者へ発見協力依頼のメールを配信し、早期発見・保護につなげる取組です。行方不明時の手続きがスムーズになるよう、事前登録も行っています。</p> <p>■登録について 認知症の人の氏名、年齢、身体的特徴、連絡先、顔写真等について登録いただくことで、行方不明発生時に迅速な対応が可能となります。</p> <p>■協力者について 地域包括支援センター、地域関係団体、介護保険関係団体、医療関係団体、交通機関、民生委員・児童委員、金融機関等、拡大に取り組んでいます。</p> <p>■行方不明となったとき 行方不明となったときは、家族などが警察へ行方不明の届け出後、各区の見守り相談室又は休日・夜間事業者が見守りメールの配信を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録について 認知症の人又は認知症の疑いのある人 ・協力者について 市内に事業所がある企業・団体等 	<p>お住まいの区の見守り相談室(各区社会福祉協議会) (57ページ参照)</p>
認知症高齢者位置情報探索事業	<p>行方不明のおそれがある認知症の人を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与や位置情報探索、位置情報の提供を行います。</p> <p>■費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期費用……………本市負担 ・月額使用料(税込1,320円) 市民税非課税世帯……………本市負担 市民税課税世帯……………利用者負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明のおそれがある認知症の人を介護している家族等 <p>※ただし、見守り相談室にて相談・継続的な見守りの過程で位置情報の提供の活用による支援が必要と認められる場合に限りません。</p>	<p>お住まいの区の見守り相談室(各区社会福祉協議会) (57ページ参照)</p>

名 称	内 容	対 象 者	申 込 み ・ 問 合 せ 先 等
<p>認知症高齢者緊急ショートステイ事業</p>	<p>認知症の人を介護するご家族が、急病や事故など突発的な事由により、一時的に介護ができなくなった時に、認知症の人を一時的に介護福祉施設に受け入れ、介護サービスを提供します。</p> <p>■利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者が急病や事故の場合 ・介護者に葬祭等のやむを得ない事情がある場合 ・介護者の心身が著しく疲労した状態にあり、適切な介護ができない場合 ・独居で、突発的な事情により、単独で在宅生活を継続できない場合 など <p>■利用期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として14日以内 	<p>本市に居住する認知症の人又は認知症の疑いがある人を介護する家族のうち、次のいずれかの要件に該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の急病や事故等により、他に介護する者がいない場合 ・介護者の家族が急病等により、同じ介護者がその家族の介護を行う必要がある場合 ・葬祭等緊急やむを得ない介護者の事情があり、他に介護する者がいない場合 ・介護者の心身が疲労した状態にあり、一時的に利用対象者の在宅生活の継続が困難な状況となっている場合 ・認知症及び認知症の疑いがある独居高齢者等のうち、突発的な事情により、単独で在宅生活を継続することが困難な状況となり、他の介護保険サービス利用等の支援体制が整うまでの間、一時的に施設入所が必要な場合 ・本市の区域内に住所を有する高齢者で、認知症及び認知症の疑いがある者が罹災等不測の事態により、居宅に住むことができなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けて介護制度を利用している方は、担当のケアマネジャーへ ・要介護認定を受けていない人は、お住まいの地域の地域包括支援センターへ (51～52ページ参照) <p>■介護福祉施設の受付日時</p> <p>月曜～金曜(祝日を除く)の9時～17時</p>
<p>キャラバン・メイト養成研修事業</p>	<p>○キャラバン・メイト養成研修 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバンメイト」を養成します。</p> <p>※認知症サポーターとは 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人やその家族を見守り、支援する応援者です。</p>	<p>○キャラバン・メイト養成研修 大阪市内で認知症サポーター養成講座を実施したい方</p> <p>※認知症サポーター養成講座 大阪市内に在住の方又は勤務されている方</p>	<p>大阪市キャラバン・メイト事務局 電話：6765-7273</p> <p>※認知症サポーター養成講座を受講したい方は、お住まいの区の区社会福祉協議会(57ページ)</p>

名 称	内 容	対 象 者	申込み・ 問合せ先等
オレンジサポーター地域活動促進事業	<p>各区の認知症強化型地域包括支援センターにコーディネーターを配置して、地域で活動を希望する、または活動している認知症サポーターに、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識の習得を目的としたステップアップ研修を実施し、認知症の人や家族を中心に、研修受講者(オレンジサポーター)で構成されたボランティアチーム「ちーむオレンジサポーター」の活動を促進しています。</p> <p>また、地域において認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体を「オレンジパートナー」として登録・周知し、地域における支援活動を促進しています。</p>	<p>○ステップアップ研修 認知症サポーター養成講座受講者が対象となります。</p> <p>○オレンジサポーター ステップアップ研修受講者(受講予定者)がオレンジサポーターとして活動できます。</p> <p>○オレンジパートナー 認知症の人にやさしい取組をしている企業・団体</p>	<p>ステップアップ研修を受講したい方 大阪市キャラバン・メイ ト事務局 電話：6765-7273</p> <p>オレンジサポーター及びオレンジパートナーについては、お住まいの区の認知症強化型包括支援センターへ(56ページ参照)</p>